

出国される皆さまへ

出国前に市税の納税の手続きが必要となる場合があります

日頃より本市の税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 出国される場合には、市税の納税の手続きを行っていただく必要がある場合がございます。
 詳しくは、該当する税目の担当までお問い合わせください。

個人市県民税の手続き

◇ 出国しても個人市県民税が課税される場合があります

個人の市県民税は、前年中の所得を基に課税され、その年の1月1日にお住いの住所地の市町村が課税することになっています。

このため、**年の途中で出国される方にも、個人市県民税の納税義務が発生する場合があります。**

◇ 出国前に納税の手続きを行っていただく必要がある方

◎ 1月から6月（納税通知書が送付される前）に出国される方

出国した年に納める市県民税の納税通知書は、出国した年の6月中旬に送付します。前年中に一定額以上の所得があり市県民税が課税される（市県民税を納める必要がある）方は、出国前に本人の代わりに納税に関する書類の受領や納税に関する事項を行う「**納税管理人（※）**」の設定か、または納税通知書が送付される前にあらかじめご自身で納税を行う「**予納**」が必要となります。

※「納税管理人」の詳細については裏面をご覧ください。

◎ 6月（納税通知書送付後）から12月に出国される方

出国前に全額ご納付いただいた場合は、特に手続きは必要ありません。

納めていない市県民税がある場合は、本人の代わりに納税をしていただくための「**納税管理人**」の設定が必要になります。

◇ 納税管理人の設定方法

出国するまでの間に、別添の「**個人市県民税 納税管理人選定・変更申告（申請）書**」を市役所市民税課に提出してください。

※市外の方を納税管理人として申請する場合には、併せて「**個人市県民税 納税管理人（選定・変更）【承認・否認】書**」の提出が必要となります。

◇ 予納の手続き

納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめご自身で納めていただくため、別添の「**予納の申出書**」と、確定申告書の写しや源泉徴収票など、前年中の所得等の状況が確認できる書類を市役所市民税課に提出してください。

税額は、後日仙台市からお送りする納付書で出国までの間に納めていただきます。

<個人市県民税の手続き・お問い合わせ先>

担 当：仙台市財政局 税務部 市民税課

所在地：仙台市青葉区二日町1-1 仙台市役所北庁舎5階

電 話：022-214-8637（青葉区・泉区にお住まいの方）

022-214-8638（宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方）

※ 土地・建物等の固定資産をお持ちの方は、裏面の **固定資産税・都市計画税の手続き** をご覧ください。

※ 原付バイクや軽自動車等をお持ちの方は、裏面の **軽自動車税の手続き** をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の手続き

◇ 出国前に納税の手続きを行っていただく必要がある方

固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日において市内に固定資産（土地、家屋又は償却資産）を所有している方にその年の年度分の税を課税することになっています。このため、**年の途中で出国される場合にも、その年の1月1日に固定資産を所有していれば、納付していただく必要があります。**

◎ 1月から4月（納税通知書が送付される前）に出国される方

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、その年の4月上旬に送付しますので、出国前に、本人の代わりに納税に関する書類の受領や納税に関する事項を行う「**納税管理人**」の設定が必要となります。

◎ 4月（納税通知書送付後）から12月に出国される方

出国前に全額ご納付いただいた場合は、特に手続きは必要ありません。

ただし、納めていない固定資産税・都市計画税がある場合又は翌年1月1日も引き続き市内に固定資産を所有する場合については、本人の代わりに納税をしていただくための「**納税管理人**」の設定が必要になります。

◇ 納税管理人の設定方法

出国するまでの間に、「**固定資産税納税管理人選定・変更申告(申請)書**」を**市役所資産課税課**に提出してください。

<固定資産税・都市計画税の手続き・お問い合わせ先>

担 当：仙台市財政局 税務部 資産課税課

所在地：仙台市青葉区二日町 1-1 仙台市役所北庁舎 1階

電 話：022-214-8617

◇ 納税管理人について

◎ 納税管理人とは

納税管理人とは、市内に住所・居所を有していない納税義務者が、納税に関する事務処理をしてもらうために選任するものです。

◎ 納税管理人になることができる方

国内に住所・居所・事務所・事業所を有する方（法人を含む）となります。納税管理人を選任する場合は、担当課に申告する必要があります。

◎ 納税管理人の役割

納税通知書の受領、税額の納付など、納税に関わる事務を管理していただくこととなります。

軽自動車税の手続き

原付バイクや軽自動車等をお持ちの方は、出国前に、譲渡（親族への譲渡も含まれます。）または廃車の手続きが必要となります。

手続きの詳細については、下記担当までお問い合わせください。

<軽自動車税の手続き・お問い合わせ先>

担 当：仙台市財政局 税務部 市民税企画課 諸税係

所在地：仙台市青葉区二日町 1-1 仙台市役所北庁舎 4階

電 話：022-214-8625